

【ベトナム】 改正婚姻家族法

海外立法情報課 光成 歩

* 2014年6月19日に可決された改正婚姻家族法が、2016年1月1日より施行される。改正により、国内外で注目された同性婚禁止が解除されたほか、代理出産が合法化され、条件や権利義務規定が新たに導入された。

1 改正の経緯

2014年改正時の大きな争点は、同性婚の容認の是非であった。2000年制定の婚姻家族法で同性婚は禁止されていたが、2013年11月には同性婚が罰金対象から除外されるなど、容認へと動き出していた。2014年改正時には、同性婚容認の支持者・支援者による運動が展開されたが、同性婚は禁止事項から削除されたのみで、法的保護の対象からは除外された（注1）。また、この改正により、代理出産が厳しい条件の下で合法化されたことも注目すべき点である。以下、改正婚姻家族法（以下「改正法」）の追加規定を概観する（注2）。

2 改正婚姻家族法の変更点

(1) 禁止事項の変更

改正法では、結婚に際して財物を要求すること、営利目的で生殖補助医療技術を用いて出産すること、営利目的で代理出産、クローン出生及び胎児の性別選択を行うこと、人身売買、労働搾取、性的搾取、その他の営利目的の行為のために婚姻又は家族に関する権利を悪用することが、禁止事項に追加された（第5条第1項）。

同性婚は、禁止事項から除外されたものの、「国家は同性間の婚姻を認めない」（第8条第2項）との表現で、公認されない旨が明示された。夫婦同然に同居していながら婚姻を登録しない場合、その婚姻は法的効力を有しない（第9条第1項）が、その男女の間に生まれた子と男女の親子関係は同法に基づいて認定されること（第15条）が新たに定められた。婚姻を登録していない男女の財産関係は合意に基づいて処理され、合意のない場合は、民法典及び関係法令の規定が適用される（第16条）。

(2) 生殖補助医療技術を用いた出産及び代理出産に関する規定の新設

生殖補助医療により出生した子の父母は出産した女性及びその夫であり、精子、卵子、受精卵の提供者との親子関係は発生しない（第93条）。代理出産により出生した子の父母は代理出産の依頼者であり、親子関係は出生の時点から発生する（第94条）。「倫理的目的のための代理出産」は任意性を基礎とし、依頼する夫婦は、次の条件を満たしている必要がある（第95条第2項）。

- ・ 医療機関の提供する生殖補助医療技術を用いても妻が妊娠・出産できないと確認されていること
- ・ 夫婦に共通の子がないこと
- ・ 夫婦が医療的、法律的、心理的な観点からのカウンセリングを受けていること

また、代理出産を請け負う者は、次の条件を満たしている必要がある（第95条第3項）。

- ・ 代理出産を依頼する妻又は夫の最近親者であること
- ・ 出産経験があること、また、代理出産の受任は一度に限られる
- ・ 適正な年齢で、医療機関が代理出産能力を確認していること
- ・ 配偶者がいる場合、夫が文書により合意していること
- ・ 医療的、法律的、心理的な観点からのカウンセリングを受けていること

代理出産した者には最大 60 日、依頼者には子が月齢 6 か月に達するまでの期間、産休が適用される(第 97 条第 3 項、第 98 条第 2 項)。代理出産の依頼者は、子の引受けを拒否してはならず、引受けの遅延によって子の養育義務を怠った場合、損害賠償の請求事由となり、また子は依頼者の法定相続人とみなされる(第 98 条第 3 項)。代理出産に関する紛争解決は裁判所で行われる(第 99 条第 1 項)。代理出産を依頼した夫婦が、子の引受け以前に死亡するか、民事行為能力を失った場合、代理出産側には子の養育を引き受ける権利が与えられる。代理出産側が子を引き受けない場合は、同法規定に基づいて子に対する後見と扶養が行われる(第 99 条第 2 項)。これらの権利義務規定に違反した場合、民事責任を問われる(第 100 条)。

(3) 涉外婚姻関係に関する規定の追加

涉外婚姻関係に関して提出される書類は、ベトナムが締結している国際条約により免除されている場合を除いて、領事認証を経たものでなければならない(第 124 条)。また、婚姻の成立及び離婚手続に加え、親子関係の認定(第 128 条)、夫婦間の合意による財産制度及び登録によらず夫婦同然に同居している男女の紛争解決(第 130 条)についても、同法及び国内の法令が適用される。

(4) その他の修正

婚姻前に夫婦が個別財産及び共同財産の運営について合意し、公正証書を作成することを定める規定が新設された(第 47 条、第 48 条、第 49 条)。扶養に関する条項では、親子間、兄弟姉妹間、祖父母と孫の間に加え、叔父叔母と甥姪の間の扶養義務規定が追加された(第 114 条)。一方、現行法で男子 20 歳、女子 18 歳と定められている婚姻可能年齢の引下げについても議論されたが、改正法は現行法のままとなった(第 8 条第 1 項)。

注(インターネット情報は 2015 年 10 月 19 日現在である。)

- (1) 藤倉哲郎「【ベトナム】婚姻家族法の改正：同性婚の禁止条項を撤廃するも非公認を維持」『外国の立法』No.261-2, 2014.11, p.32. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8802183_po_02610212.pdf?contentNo=1>
- (2) 2000 年制定のベトナム婚姻家族法はベトナム法務省が公開する英訳版<http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/_layouts/printeng.aspx?id=373> を参照。2014 年可決の改正家族法は法務省公開の日本語訳版<<http://www.moj.go.jp/content/001129805.pdf>> 及びベトナム法律情報サイト<<http://vietnamlawmagazine.vn/new-law-on-marriage-and-family-4067.html>> 紹介の概略を参照。

参考文献

- ・ ブイ・ティ・ティン・ハン、チャン・ティ・ヒエン訳、酒井一監訳「ベトナムにおける涉外婚姻関係に関する法」『立命館法学』318 号, 2008, pp.132-156. <<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/08-2/hann.pdf>>